

「港区建築物低炭素化促進制度」の見直し概要

「港区民の生活環境を守る建築物の低炭素化の促進に関する条例」に基づく新築建築物を対象とした「港区建築物低炭素化促進制度」について、2050年ゼロカーボンシティ達成に向けたより一層の取組を進めるとともに、都心部に位置する港区として地球温暖化対策で全国自治体を牽引するため、制度の見直しを行います。

(1) 基準

目標基準（義務）は、現行の省エネ性能基準のうちエネルギー消費性能（BEI）基準を引き上げるとともに、建築物の構造・計画的な制約等により当該基準に届かない場合の特例措置として「未評価技術」の導入に係る基準を新たに新設（非住宅のみ）します。また、新たにホールライフカーボン算定の努力義務を新設します。

現行

目標基準（義務）

現行 以下の省エネ性能基準を満たす

		BEI基準	都市開発諸 制度を活用	外皮性能
非住宅	工場等	0.75	0.75	—
	事務所等			
	学校等	0.80		
	ホテル等、百貨店等		0.78	1.0(BPI)
	病院等、飲食店等、集会所等	0.85		
住宅		1.00	—	0.87(UA値)

現行 人工排熱の排出高さを5 m以上とする

優秀水準（任意）

現行 以下のエネルギー消費性能(BEI)基準を満たす

		基準
非住宅	工場等、事務所等、学校等	0.60
	ホテル等、百貨店等、 病院等、飲食店等、集会所等	0.70
	住宅	0.80

見直し後

目標基準（義務）

新規 以下の省エネ性能基準を満たす

		BEI基準※	外皮性能
非住宅	工場等	0.70	—
	事務所等	0.65	
	学校等	0.70	
	ホテル等、百貨店等	0.75	1.0(BPI)
	病院等、飲食店等、集会所等	0.75	
住宅		0.85	0.87(UA値)

※都市開発諸制度を活用した場合も同じ数値とする。

新規 未評価技術導入に係る基準新設（特例措置）

現行 人工排熱の排出高さを5 m以上とする

優秀水準（任意）

現行 以下のエネルギー消費性能(BEI)基準を満たす

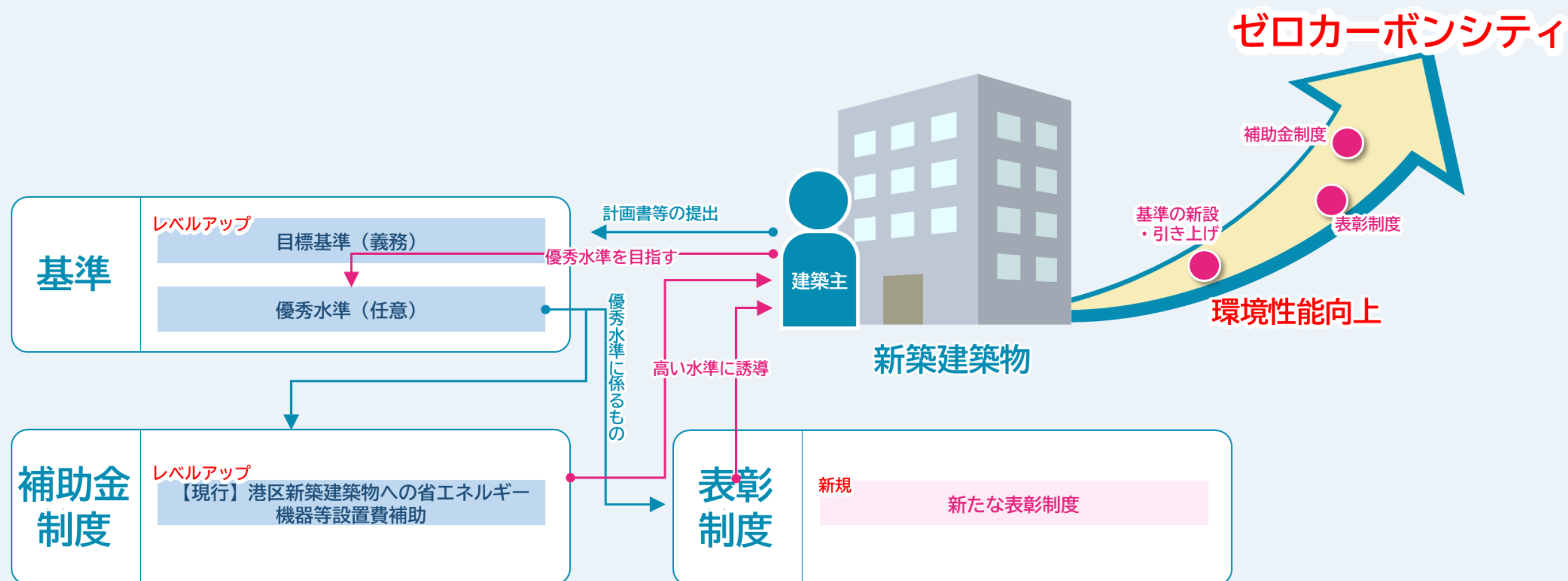
		基準
非住宅	工場等、事務所等、学校等	0.60
	ホテル等、百貨店等、 病院等、飲食店等、集会所等	0.70
	住宅	0.80

努力義務

新規 建築物の設計段階においてホールライフカーボンを算定する

(2) 制度見直しの全体像

「港区建築物低炭素化促進制度」の見直しにおいて、目標基準（義務）及び優秀水準（任意）の追加・引き上げにより、制度の対象全体のボトムアップを行うほか、補助金制度の金額の拡充検討や表彰制度の新設によって高い水準に誘導をすることで、さらなる環境性能向上を図ります。



見直しによる削減見込み

新規 BEI基準の引き上げ

BEIの向上により減じる見込みのエネルギー使用量に基づくCO2排出量削減量の試算

削減見込み

1㎡当たり 事務所等 **17kg-CO2/** その他非住宅 **6kg-CO2/** 住宅 **3kg-CO2**

今後の届出見込み

延床面積

非住宅	570千㎡
事務所等	404千㎡
その他非住宅	166千㎡
住宅等	194千㎡
合計	765千㎡

年間削減量見込み

8,370 t-CO2/年